

地域主権改革に関する動向

【地方分権改革推進計画 平成 21 年 12 月 15 日閣議決定】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を、条例（制定主体は都道府県等）に委任する。
- 条例制定の基準については、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の3つに分類。
 - ①従うべき基準
 - ・職員の資格基準
 - ・職員の配置基準
 - ・居室の面積基準
 - ・利用者に対する人権侵害の防止等
 - ②標準
 - ・利用者数の基準
 - ③参酌すべき基準
 - ・その他の設備及び運営基準
- ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。

【地域主権改革一括法案(第1次)】

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
 - 平成 22 年 3 月 19 日 第 174 回通常国会提出
(会期終了)
 - 平成 23 年 4 月 22 日 衆議院本会議で可決
 - 4 月 28 日 参議院本会議で可決・成立
 - 5 月 2 日 公布
- 名称 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
- 施行期日（児童福祉施設の設備・運営基準の条例委任）
 - 平成 24 年 4 月 1 日

<今後の日程(都)>

- 国の政省令が制定された後に、都議会に条例案を提出

<条例案の対象とする児童福祉施設>

- 乳児院、保育所、児童養護施設、知的障害児施設 等